

神戸市看護大学学則の一部を改正する学則をここに公布する。

2024年10月31日

公立大学法人神戸市看護大学理事長 北 徹

公立大学法人神戸市看護大学学則第1号

神戸市看護大学学則（2019年4月1日学則第1号）の一部を次のように改正する。

(改正前)	(改正後)
(職員) 第6条 本学に、学長、教授、准教授、講師、 助教、_____特任教授、特任准教授、特任 講師、特任助教、事務職員及び技術職員そ の他必要な職員を置く。 2～3 略	<u>助手、</u>

附 則

(施行期日)

- 1 この学則は、2025年4月1日より施行する。